

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

（指定医療機関の責務）

第十六条 指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

（診療方針）

第十七条 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

2 前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

（都道府県知事の指導）

第十八条 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。